

事業名	管理番号	大分類	中分類	小分類	指摘意見	監査対象部署	報告書ページ	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善の状況</li> <li>意見を受けての考え方, 対応状況</li> </ul>	措置等対応状況の区分
医療センター事業	2	A:医療センター事業(公1)(収益部分)		② 休日在宅当番医事業の経費の按分について(指摘)【急病診療事業:医療センター】	指摘	医療センター	50	<b>【現状・問題】</b> 医療センターの管理経費などの間接費が急病診療事業の休日在宅当番医事業に適切に按分されておらず、休日在宅当番医事業の経常費用が過少または過大に計上されている可能性がある。 <b>【結果】</b> 休日在宅当番医事業と夜間急病診療に共通に発生する間接費の費用按分についての費用及び按分比率などの精査を行い、適切な按分を実施されたい。	令和元年度分の急病診療事業と休日在宅当番事業の共通費用については、患者数に応じた按分方法に改めています。	措置等を講じた
	3			③ 受取補助金の適正な算定について(指摘)【急病診療事業:医療センター】	指摘	医療センター	53	<b>【現状・問題】</b> 管理経費について、補助金の対象事業である夜間急病診療事業には按分されているが、補助金の対象外事業である休日在宅当番医事業には按分されていない場合など、個々の間接費の按分方法や按分比率が適切ではない結果、補助対象事業であり、管理経費の按分対象事業である夜間急病診療事業の経費が全体として過少または過大に計上されていた可能性があり、それに対する補助金の額が過少または過大であった可能性がある。 <b>【結果】</b> 管理経費の按分科目と按分比率の精査などを行い、適切な按分基準を計算の基礎として経費を適切に按分することで、夜間急病診療事業の適正な受取補助金を算定するよう解決策を柏市と協議されたい。	令和元年度の急病診療事業と休日在宅当番事業については、新たに設定した按分基準に基づき、柏市に精算報告をしています。	措置等を講じた
	4			④ 医療センターの受取補助金返済分の正味財産増減計算書上の表示の取扱いについて(指摘)【急病診療事業、特殊歯科診療事業:医療センター】	指摘	医療センター	53	<b>【現状・問題点】</b> 急病診療事業の夜間急病診療事業と特殊歯科診療事業に係る補助金の精算返納分を事業費として区分することは、事業費の定義に該当しない項目を正味財産増減計算書に事業費として計上することにより、柏市医療公社の利害関係者が当該法人の財務内容を正しく理解できなくなる可能性がある。 <b>【結果】</b> 受取補助金の精算返納分については、正味財産増減計算書の事業費の区分に計上するのではなく、経常収益の受取補助金の概算受取額から控除した純額を経常収益の受取補助金として計上されたい。	令和元年度の決算にあたって、受取補助金の精算返納分を経常収益の受取補助金の概算受取額から控除して正味財産増減計算書を作成しています。	措置等を講じた
	5			⑤ 急病診療事業及び特殊歯科診療事業の未収金に対する貸倒引当金の計上について(指摘)【急病診療事業、特殊歯科診療事業:医療センター】	指摘	医療センター	54	<b>【現状・問題点】</b> 急病診療事業と特殊歯科診療事業の未収金は、ほとんどが保険請求に係る未収金であり、保険審査支払機関へ請求される未収金は、回収可能性の評価のうえで、実質的には貸倒懸念の評価としては貸倒懸念が極めて低い未収金であると考えられる。そのため、現状の会計処理は、このような貸倒懸念が極めて低い会計実態があるにも拘らず、実質的な評価を行わないで形式的に未収金全額に対して、法定繰入率に基づく貸倒引当金を設定している点は改善を要するものと考えられる。 <b>【結果】</b> 保険審査支払機関へ請求される未収金については、実質的には貸倒懸念が極めて低い未収金である等、期末の未収金の会計的な性格を十分考慮し、その未収金の回収に貸倒の懸念があると合理的に判断されない限り、機械的に貸倒引当金を計上することは行わず、期末時点の財政状態を忠実に反映した決算整理を行われたい。	令和元年度の決算書において、未収金の回収に貸倒の懸念がある債権を対象に貸倒引当金を計上するようにしています。	措置等を講じた
	9			ア. 麻薬の廃棄について(指摘)【特殊歯科診療事業:医療センター】	指摘	医療センター	58	<b>【現状・問題点】</b> 診療の際に使用される麻薬の管理について、麻薬受払簿及び現物を照合し、その一致を確認したが、現在取り扱いできない麻薬が在庫として存在した。受払簿の作成・使用患者の記録・金庫での保管のみならず、廃棄についても適時の対応が必要と考える。日常の診療の中での医師の判断はもちろんのこと、年2回の棚卸が実施されており、その際に、診療に携わらない管理部門の立会人が廃棄処理を促す等の統制が必要であると考えられる。 <b>【結果】</b> 法的にも特別な管理を要する麻薬については、医師及び管理部門共に協力して、購入から廃棄までの適切な管理ルールを明文化して共有し、適切な管理を実施されたい。	年2回の棚卸の際に、診療に携わらない管理部門の職員が立ち会い、その際に使用可否について確認し、廃棄についても管理することとします。	措置等を講じた
	10			イ. 麻薬の棚卸について(指摘)【特殊歯科診療事業:医療センター】	指摘	医療センター	59	<b>【現状・問題点】</b> 医療センターにおいては、診療に使用する医薬品・衛生材料を棚卸在庫として管理しており、毎月9月末と3月末に棚卸を実施し、実在庫数を確認するとともに、最終仕入原価をもとに、棚卸表を作成集計し会計上の棚卸資産として計上している。これら医薬品等の中で、法的にも特別な管理を要する麻薬について、令和元年9月末中間決算時における麻薬受払簿に記録されている数量と、棚卸表に記録されている在庫数量を照合したところ、棚卸表に記載がないものがあった。棚卸表に記載せず、会計上の棚卸資産として認識しないことは、麻薬管理の趣旨に照らした場合、適切でないと考えられる。 <b>【結果】</b> 会計上の棚卸資産の在庫集計に際しては、在庫の実在性・管理の適切性を柏市医療公社の計算書類に適正に表示するよう徹底するとともに、特に、麻薬については、現物、麻薬受払簿及び棚卸表が整合するよう管理を徹底されたい。	令和2年3月の棚卸にあたって、麻薬を始めとした重要な棚卸資産の在庫管理の徹底を図り、令和元年度の決算書に反映させています。	措置等を講じた

事業名	管理番号	大分類	中分類	小分類	指摘意見	監査対象部署	報告書ページ	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善の状況</li> <li>意見を受けての考え方, 対応状況</li> </ul>	措置等対応状況の区分
医療センター事業	11	A:医療センター事業(公1)	⑩	ア. 備品の現物確認について(指摘)【特殊歯科診療事業:医療公社管理課、医療センター】	指摘	医療公社管理課 医療センター	60	<p>【現状・問題点】</p> <p>歯科診療器材(一部、急病診療器材を含む)については、医療公社管理課を主管部署として管理されているところであり、毎年3月末に重要物品調査として、取得額100万円以上の物品について、現物確認が行われている。現場往査時に、医療センター内にある柏市所有物品の一部について、柏市の備品台帳と現物を照合したところ、半導体レーザーメスについて、担当医師より現物提示を受けたものの、貼付されるべき備品シールが見つからず、特定をすることができなかった。</p> <p>【結果】</p> <p>備品シールの貼付漏れに留意するとともに、実物確認に際しては、医療公社管理課担当者、担当医師、医療センター管理部門担当者が立会い、資産の状況を明確に把握されたい。</p>	<p>備品の実物確認にあたっては、医療公社管理課担当者及び医療センター各担当者が立会い、適正な資産状況を確認していきます。</p> <p>また、指摘があった備品については、備品シールを貼付しました。</p>	措置等を講じた
	13		⑪	外部委託料の取扱について(指摘)【特殊歯科診療事業:医療センター】	指摘	医療センター	62	<p>【現状・問題点】</p> <p>医療センターにおける歯科診療に関する歯科技工に係る外部委託について、柏市の補助金を受けて行う事業であり、事業運営に際しては透明性についても担保されるべきであるものと考えているが、技術力が高いため微調整が少なく診療効率が良いことなどを主な理由として、特別に委託先選定手続き等を経ることなく、同一の委託先が選定されている。また、外部委託先選定に際して、入札や相見積り等による選定手続きが適切ではないという判断を行っているのであれば、その選定の合理性を書面で説明する責任があると考えているが、そのような理由書が作成されていない。</p> <p>【結果】</p> <p>医療センターにおける委託先選定においては、担当医師の判断内容を書面等で明示するとともに、柏市医療公社内の規程に則り、承認を得る等の手続きを経た上で、特定の委託先を選定すべきと考える。特定の委託先を選定する際には、その選定過程を明示するとともに、所定の承認を経る手続きを明確にされたい。また、同一の委託先が選定される場合であっても、定期的な見直しを行う手続きを実施されたい。</p>	<p>令和2年度から、特定の委託先を選定するときには、その理由を添付して承認を経よう手続きを改めています。</p> <p>また、同一の委託先が選定される場合も、定期的に見直しを行うことを検討していきます。</p>	措置等を講じた
	14		⑫	ア. 税務事務について(指摘)【医療センター】	指摘	医療センター	63	<p>【現状・問題】</p> <p>平成29年度の医療センターの正味財産増減計算書において、雑損失として211,418円の計上が行われていた。これは、平成28年に実施された税務署による源泉徴収に関する調査に際して、非常勤勤務者に対する源泉徴収税額の非違として指摘された金額について、全員からの追加徴収は困難との判断により、翌年費用処理を行ったものである。なお、この源泉徴収事務は、過去の税務調査において指摘は無く、平成28年の税務調査により初めて指摘された内容であった。</p> <p>【結果】</p> <p>源泉徴収事務における、適用範囲の広範性、勤務者への影響等の会計上のリスクを認識し、非違の発生の可能性や影響度を評価して、その重要性に応じた適正な対応を検討することが必要と考える。柏市医療公社として、医療センターのみならず他の施設においても十分に情報共有を行い、制度改正に対する周知や定期的な研修会の開催等、事務処理能力の向上や均質化のための内部統制の整備及び運用を検討されたい。</p>	<p>会計事務を始めとした業務能力の向上や均質化のため、事業所を横断した定期的な勉強会を令和2年7月から開催していきます。</p>	措置等を講じた
	15			イ. 税務顧問業務による内部統制について(指摘:1件、意見:1件)【柏市医療公社】	指摘	柏市医療公社	64	<p>【現状・問題点】</p> <p>柏市医療公社においては、法人設立当初より会計税務業務について、外部専門家との間に契約を締結して業務を委任・委託しているが、契約書及び契約に係る業務仕様書等の書類一式については、外部監査の過程で確認することができなかった。契約書等が従来から作成されず、業務委託がなされているのであれば、内部統制上、契約書の作成は必要である。特に、税理士業務については、その委任業務の範囲を明確にし、委任者及び受任者双方がその内容を認識し共有しなければ、契約上の履行債務の内容が曖昧なままであり、専門家としての責任の限定もできなくなる。</p> <p>また、現状の柏市医療公社における会計税務業務の実施に際しては、専門家のチェック、指導機能を期待するのであれば、契約書等において明確に示すとともに、内部統制の一部として整備し運用するルールを明文化する必要がある。</p> <p>【結果①:指摘】</p> <p>税務顧問との契約書については、その委任内容を明確にするとともに、報酬の妥当性等の根拠資料としても重要であることから、柏市医療公社として備置・保管を早急に確認されたい。仮に、当該契約書が作成されていないということであれば、早急に作成されたい。</p>	<p>令和2年度の税務顧問業務の委託にあたって、委嘱内容を明確にした契約書を作成しています。</p>	措置等を講じた

事業名	管理番号	大分類	中分類	小分類	指摘意見	監査対象部署	報告書ページ	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善の状況</li> <li>意見を受けての考え方, 対応状況</li> </ul>	措置等対応状況の区分
医療センター事業	17	A:医療センター事業(公1)	⑩ 内部統制の整備・運用について	ウ. 監事監査について(指摘:1件、意見:1件)【柏市医療公社】	指摘	柏市医療公社	65	<p>【原因・問題】</p> <p>平成28年度から平成30年度の監事監査報告時の議事録を調査したところ、柏市医療公社のオブザーバーとして参加している税務顧問より「・・・公益法人会計に沿った会計処理がされていることを確認した。」との発言が記録されている。この点について、税務顧問が、柏市医療公社の計算書類に全体として適正性の保証を与えているような誤解を招くことが懸念される。税務顧問は、計算書類の作成者の立場であって、計算書類に保証を与える立場ではないため、当該保証に当たるような表現は不適切であると考えられる。また、監事の会計監査について、税務顧問の行った業務によって代替されているような印象を与える恐れもあると考えられる。</p> <p>複数の施設を運営している柏市医療公社の中で、重点施設や項目を定め計画的に監査を実施するためには、毎年の監査の基本方針、重点項目、実施手続等を定めた監査実施計画書を策定し、代表理事へ提出することが必要であると考えられる。しかし、現在の監事監査においては、毎期の監査実施計画書の策定・提示は行われていない。また、監事監査規則においても監査実施計画書の策定・提示についての取決めは別段設けられていない。</p> <p>【結果①:指摘】</p> <p>監事監査(法定監査)と税務顧問業務(計算書類作成業務)の区分を明確にし、議事の記録やその開示においては誤解を招くことのないよう留意されたい。</p>	<p>今後の理事会の進行にあたっては、監事監査(法定監査)と税務顧問業務(計算書類作成業務)の区分の違いに留意し、議事の記録上も明らかにするようにしていきます。</p>	措置等を講じた
	20	B:休日急患歯科診療事業		① 補助金返済分の取扱について(指摘)【休日急患歯科診療事業:医療センター】	指摘	医療センター	68	<p>休日急患歯科診療事業における平成30年度の正味財産増減計算書においては、経常収益の「受取補助金等」として交付補助金額7,000,000円を計上する一方で、経常費用の事業費において、「補助金返済額」として返納額168,489円を計上するという会計処理を行っている。当該会計処理は、取引事実を適正に表示していないという点で問題がある。また、「補助金返済額」には何ら費用性は認められない。更に、補助金返済額として168,489円が計上されていることは、適正な補助金交付申請手続きを経ていないにもかかわらず、交付誤り等が生じていたのではないかと誤解を与える恐れがある。</p> <p>【結果】</p> <p>受取補助金については、事業報告に基づく実績額にて計上されたい。また、会計処理に際しては、数値の正確性のみならず、表示科目の内容及び性質を勘案し、適切な集計表示を行うよう、留意されたい。</p>	<p>令和元年度の受取補助金は、休日急患歯科診療事業の事業報告に基づく実績額にて計上しています。</p>	措置等を講じた
	21	(収6)		② 貸倒引当金の設定の必要性について(指摘)【休日急患歯科診療事業:医療センター】	指摘	医療センター	68	<p>【現状・問題点】</p> <p>休日急患歯科診療事業にかかる平成30年度における決算報告書においては、未収金に対する貸倒引当金が672円計上されているが、その貸倒引当金は、休日急患歯科診療にかかる保険請求に対する未収金(社保・国保)に対して、税法上の法定繰入率を用いて計算したものである。しかし、これら保険請求未収金については、実績上も貸倒の懸念は極めて低いものと考えられる。</p> <p>【結果】</p> <p>保険請求未収金という期末の未収金の会計的な性格を十分に考慮し、その未収金の回収に貸倒の懸念があると合理的に判断されない限り、機械的に貸倒引当金を計上することなく、期末時点の財政状態を忠実に反映した決算整理を実施されたい。</p>	<p>令和元年度の決算書において、未収金の回収に貸倒の懸念がある債権を対象に貸倒引当金を計算するように計上基準を改めています。</p>	措置等を講じた
	26	C:検診事業(収1)		② 市職員予防接種事業収益について(指摘:1件、意見:1件)【予防接種等業務委託:給与厚生室】	指摘	給与厚生室	70	<p>【現状・問題点】</p> <p>予防接種等業務委託は単価契約であるため、予防接種等の予定件数が予算確保に重要な積算要素となるが、予防接種項目の実績件数が予定件数を大きく下回る項目が目立つ。「感染症予防対策の充実を図る」という目的が十分には達成されていないものと考えられる。また、業務委託の概算計算書と医療センターからの実績報告書を比較すると、概算計算書には、B型肝炎予防接種及び検査項目として医師の派遣料が積算されているが、医療センターからの実績報告では、医師の派遣料の実績が含まれていないという不整合が見受けられる。</p> <p>【結果②:指摘】</p> <p>また、B型肝炎予防接種及び検査の実施における計画上の医師派遣の実績について医療センターからの実績報告を精査し、それら計画と実績に差異がある場合、合理的な調整を行われたい。</p>	<p>委託先の医療センターとB型肝炎における医師派遣料について、認識の確認をしました。</p> <p>令和元年度のB型肝炎予防接種及び検査の実施における医師派遣料は実績と合致しています。</p>	措置等を講じた

事業名	管理番号	大分類	中分類	小分類	指摘意見	監査対象部署	報告書ページ	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善の状況</li> <li>意見を受けての考え方, 対応状況</li> </ul>	措置等対応状況の区分
医療センター事業	31	C:検診事業(収1)		⑥ 短期貸付金の表示について(指摘)【検診事業:医療センター】	指摘	医療センター	74	<p>【現状・問題点】</p> <p>柏市医療公社の平成30年度における決算書を見ると、短期貸付金が300万円計上されており、特殊歯科診療事業へ運転資金として300万円を貸し付けたものであるが、同じ公益目的事業の中の資金融通により、短期貸付金及び短期借入金の期末会計処理という煩わしい手続を解消することができるものと考えられる。また、仮に収益事業からの他会計振替を行う際に、その振替の原資として、検診事業は平成30年度で約500万円を公益目的事業に振り替えているため、その振替額を受ける公益目的事業の割り振りを調整することで、短期貸付金及び短期借入金の期末会計処理という煩わしい手続を解消することができるものと考えられる。現在の決算書の表示科目からは、期末時点の財政状態を忠実に反映した決算整理がなされていないものと考えられる。</p> <p>【結果】</p> <p>平成30年度の貸借対照表等に短期貸付金(300万円)の表示がなされたまま決算書が公表されているが、そもそも期中取引に応じて、特殊歯科診療事業に資金需給が一時的に逼迫したとしても、期末時点で、同じ公益目的事業の資金の状況を見て資金融通を行ったり、他会計振替の配分額を調整したりすることにより、期末時点での適正な財政状態に合わせた決算修正仕訳を実施し、真に期末時点での財政状態を忠実に表現する表示内容に整理することに留意されたい。</p>	令和元年度の決算書において、特殊歯科診療事業の資金需要に対して、同じ公益目的事業からの融通及び他会計振替の配分額の調整を行い、財政状態を忠実に表す表示に改めています。	措置等を講じた
	32			⑦ 貸倒引当金の設定の必要性について(指摘)【検診事業:柏市医療公社】	指摘	柏市医療公社	75	<p>【現状・問題点】</p> <p>柏市医療公社の平成30年度における決算書を見ると、未収金に対する貸倒引当金が15,760円表示されている。その貸倒引当金は、検診事業の中でも児童・生徒の心臓検診検査料の未収金に対して租税特別措置法に定める法定繰入率(割合6/1,000)を用いて計算したものである。しかし、当該心臓検診に係る柏市(学校保健課)からの業務受託の未収金に該当するものは、貸倒の懸念は極めて低いものと考えられる。したがって、現在の決算書の表示科目として貸倒引当金を見ると、期末時点の財政状態を忠実に反映した決算整理がなされているか疑問である。</p> <p>【結果】</p> <p>平成30年度の貸借対照表等に貸倒引当金(15,760円)の表示がなされたまま決算書が公表されているが、当該検診事業のうち柏市からの受託業務である心臓検診受託収益における期末の未収金の会計的な性格を十分考慮し、その収益に対応する未収金に貸倒の懸念があると合理的に判断されない限り、機械的に貸倒引当金を設定する必要はないものと考えられる。したがって、真に期末時点での財政状態を忠実に表現する表示内容に整理することに留意されたい。</p>	令和元年度の決算書において、未収金の回収に貸倒の懸念がある債権を対象に貸倒引当金を計算するように計上基準を改めています。	措置等を講じた
病院・売店	33	D:病院事業(公1)(収益部分)		① 現金管理の統制について(指摘)【病院事業:市立柏病院】	指摘	市立柏病院	113	<p>【現状・問題点】</p> <p>病院窓口出納業務においては、銀行預入前の売上現金及び各所に保管されているつり銭を合わせた金額が日々管理されている状況にある。ちなみに、平成31年3月31日現在の現金残高は、665万円となっている(平成30年度決算報告書より)。常時つり銭用として管理されている現金(295万円)を除けば、370万円の収益に係る現金が保管されていることとなり、現金の管理に係るリスクの問題が存在する。このような多額の現金の管理に際しては、それぞれの部署における日々の現金実査を確実に行うとともに、誤謬や不正防止のためのダブルチェックの体制が不可欠である。また、現金の実在性を確認した責任を明らかにするため、所定の明細書や金種票等に確認者及びダブルチェックを実施する者を明示して証跡を残すことが必要であると考えられる。現在の運用においては、十分な統制がなされていないものと考えられる。</p> <p>【結果】</p> <p>病院窓口出納業務における多額の現金の管理については、つり銭(295万円:平成30年度末現在)と収益に係る現金(約370万円)の質的重要性及び金額的重要性を十分に認識し、多数の関係者間で資金が管理保管される実態を踏まえて、現金の誤謬や不正の発生が予防できるよう内部統制を見直し、また、現金に係る誤謬や不正が仮に発生した際にも原因調査に堪えることができるダブルチェックや医事課による委託先事業者の業務の確認行為等に係る証跡を残すルールを設定するなど、適切なコントロール体制を検討されたい。</p>	令和2年度において、委託先事業者の業務の確認の証跡を残していません。また、令和2年度中に、医事課及び経営情報課によるダブルチェック体制を構築していきます。	措置等を講じた
	34			② 在庫管理について ア. 麻薬の棚卸実務の見直しについて(指摘)【病院事業:市立柏病院】	指摘	市立柏病院	115	<p>【現状・問題点】</p> <p>平成30年度期末における麻薬の棚卸状況を確認したところ、数量差異が発生していた。その理由は「棚卸表」への入力漏れがあったことや、「残高一覧表」の不一致については薬剤部金庫から手術室へ出庫(棚移動)済みで手術室の在庫となっていたことによるものである。この点につき、手術室の棚卸時の実数確認状況を確認したところ、手術室の麻薬についても毎営業日及び棚卸時ともに、薬剤師と手術室担当看護師の2名にて、確認を実施しているということであるが、確認証跡のある証憑は残されていなかった。</p> <p>【結果】</p> <p>医薬品の在庫集計に際して、棚卸資産の実在性を柏市医療公社の計算書類に適正に表示するための実物確認、記録及び入力並びに各段階における統制を再度見直すと共に、特に麻薬の棚卸業務については、麻薬の現物、麻薬の受払簿の有り高及び会計上の棚卸表が整合するよう、対応されたい。</p>	令和2年度の棚卸にあたっては、在庫一覧表を印刷し、実在庫との差異がないか確認を行っています。また、手術室の麻薬の在庫については毎営業日のダブルチェック後に薬剤師が管理簿に押印するようになっています。	措置等を講じた

事業名	管理番号	大分類	中分類	小分類	指摘意見	監査対象部署	報告書ページ	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善の状況</li> <li>意見を受けての考え方, 対応状況</li> </ul>	措置等対応状況の区分
病院・売店	35	D: 病院事業(公1)(収益部分)	② 在庫管理について	イ. 棚卸実施方法の見直しについて(指摘:2件)【病院事業:市立柏病院】	指摘①	市立柏病院	116	<p>【現状・問題点】</p> <p>令和元年9月末棚卸実施時の「棚卸一覧表(部署)」を調査したところ、「棚卸一覧表(部署)」と実在庫に差異が生じていた。担当者に実施状況を確認したところ、実数確認に際して、麻薬を除きダブルカウントや当該部署以外の人員の立会が実施されず、各部署の担当者1名にて実数確認・記録が行われていることが把握された。また、差異の理由は主として、棚卸作業中であっても薬剤の使用を止めることができず、結果として、事前に出力した「棚卸一覧表(部署)」と実在庫に差が生じてしまうことに起因しているが、各部署からの伝票の回付遅れや漏れに起因するものも含まれており、差異の集計や原因分析は実施されておらず、差異の発生について各現場への周知に関する取り決めはないことが把握された。財務会計上の問題としても、現在の棚卸の実施方法では棚卸減耗を把握することができないため、改善を要するものと考えられる。</p> <p>【結果①】</p> <p>医薬品・診療材料の棚卸実施に際しては、適正な実在庫数の確認を行うための実施体制を整備し、棚卸差異の把握と集計分析を行い、異常性の有無やその原因分析を確認するとともに、その結果の周知により、以後の業務改善を図る取組につなげる等、棚卸業務の現在の仕組みの見直しを図りたい。</p> <p>【結果②】</p> <p>結果として棚卸結果が棚卸管理の現状を反映した会計処理に繋がっていないため、実地棚卸結果と帳簿棚卸在庫の有り高と差異分析を適正に計算書類に反映することができるように、会計的な棚卸手法のルールの見直しを行いたい。</p>	令和2年3月に、適正な実在庫数の確認手続きを明文化した「柏市立柏病院実地棚卸要領」を作成し、それに基づき棚卸業務を行っています。	措置等を講じた
	36				指摘②	市立柏病院	116	<p>令和2年3月に作成した「柏市立柏病院実地棚卸要領」において会計上の評価の方法を明文化しています。</p>	措置等を講じた	
	37	D: 病院事業(公1)(収益部分)	③ 医業未収金について	ア. 保険請求未収金に対する貸倒引当金の設定の必要性について(指摘:2件)【病院事業:市立柏病院】	指摘①	市立柏病院	117	<p>【現状・問題点】</p> <p>柏市医療公社の決算においては、保険請求未収金に対して、租税特別措置法に定める法定繰入率(割合6/1,000)に基づき、貸倒引当金を計上している。これら保険請求未収金についての貸倒の懸念は極めて低いものと考えられる。しかし、現状ではその全額を貸倒引当金の設定対象とし、実績に基づく貸倒率ではなく、単に法定の貸倒率を機械的に採用している点は会計実態と異なるものと考えられる。</p> <p>次に参考として示す診療報酬請求に係る未収金の期末残高に対する貸倒引当金の設定は、平成30年度末現在で約466万円であり、当該引当金の額は適正な財政状態及び損益計算を歪める結果となっていることを懸念する。</p> <p>[参考]</p> <p>平成30年度末現在医業未収金:8億4,490万円(うち診療報酬請求分:7億7,744万円)</p> <p>平成30年度末現在の貸倒引当金:507万円(うち診療報酬請求分:466万円)</p> <p>【結果①】</p> <p>保険請求未収金という期末の未収金の会計的な性格を十分考慮し、その未収金の回収に貸倒の懸念があると合理的に判断されない限り、機械的に法定貸倒率に基づく貸倒引当金を計上することなく、期末時点の財政状態を忠実に反映した未収金に対する評価を実施されたい。</p> <p>【結果②】</p> <p>保険請求の期末未収金残高にも機械的に法定繰入率による貸倒引当金が算定され、計算書類上にも医業未収金に対するマイナスの評価が過大になされているため、計算書類を不当に歪める結果となっている。したがって、当該決算書の修正を含め検討し、今後、計算書類の適正な表示に心がけられたい。</p>	令和元年度の決算書において、未収金の回収に貸倒の懸念がある債権を対象に貸倒引当金を計算するように計上基準を改めています。	措置等を講じた
	38				指摘②	市立柏病院	117	<p>令和元年度の決算における貸倒引当金の計上基準の見直しに伴い、「財務諸表に対する注記」を改め、利害関係者に対して引当金の評価方法を明示しています。</p>	措置等を講じた	
	39	D: 病院事業(公1)(収益部分)	③ 医業未収金について	イ. 長期延滞の窓口未収金(本人負担分)に対する貸倒引当金の設定について(指摘:2件)【病院事業:市立柏病院】	指摘	市立柏病院	119	<p>【現状・問題点】</p> <p>柏市医療公社の決算整理においては、長期滞留の窓口未収金について、特別の区分をすることなく、租税特別措置法に定める法定繰入率(割合6/1,000)に基づき、貸倒引当金を計上しており、適切に評価されていないという問題がある。所定のルールに従った回収活動は行っているが、長期滞留の未収金が回収される可能性が低いことは回収実績をみても明白であり、そのような状況を勘案し、実際の延滞の状況に基づき個別評価を行い、その評価結果に基づき貸倒引当金を計上しなければ、適正な財政状態を表示することはできない。延滞している医業未収金に対する回収活動を継続していることと会計上の貸し倒れ引当金の計上とは切り離して考えることが必要である。仮に、回収活動を断念する時点まで損失を先送りすることは、医業未収金の個別評価としては会計上適切でないものと考えられる。</p> <p>【結果①】</p> <p>窓口未収金については、長期延滞債権の督促等の回収状況の実態に即して会計上の評価を実施する必要がある。仮に延滞債権としての窓口未収金の督促等の回収活動そのものに問題がなかったとしても、その回収業務とは切り離して、債権の評価は実施する必要がある。窓口未収金の発生年度、債務者の対応状況や経済状況等を勘案して、債権回収の貸倒懸念の状況に応じた区分を行い、過去の貸倒実績等にも留意して、適正な貸倒引当金の計上が行えるよう、ルールを策定し適用されたい。</p> <p>【結果②】</p> <p>長期延滞債権の期末未収金残高に対しても、従来から機械的に法定繰入率による貸倒引当金が算定され、計算書類上にも医業未収金に対するマイナスの評価が過少になされているため、計算書類を不当に歪める結果となっている。したがって、当該決算書の修正を含め検討し、今後の計算書類の適正な表示に心がけられたい。</p>	令和元年度の決算書において、未収金の回収に貸倒の懸念がある債権を対象に貸倒引当金を計算するように計上基準を改めています。	措置等を講じた
	40				指摘	市立柏病院	119	<p>令和元年度の決算における貸倒引当金の計上基準の見直しに伴い、「財務諸表に対する注記」を改め、利害関係者に対して引当金の評価方法を明示しています。</p>	措置等を講じた	

事業名	管理番号	大分類	中分類	小分類	指摘意見	監査対象部署	報告書ページ	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善の状況</li> <li>意見を受けての考え方, 対応状況</li> </ul>	措置等対応状況の区分
病院・売店	41	D: 病院事業(公1)(収益部分)	③ 医療未収金について	ウ. 窓口未収金の貸倒処理について(指摘)【病院事業: 市立柏病院】	指摘	市立柏病院	121	<p><b>【結果】</b></p> <p>市立柏病院においては、窓口未収金の回収業務において、本人の居所が不明で督促ができない状態が3年経過した場合、もしくは、本人より3年の時効(診療債権)援用がなされた場合には、当該未収金を貸倒損失として費用処理するとともに、窓口未収金残高を減額しているが、本人に対して未収金の放棄手続きは行っていない。その理由は、貸倒処理は柏市医療公社のルールに従った会計処理として行っているものであり、債権回収そのものを断念したわけではないという方針にもとづくものということであった。</p> <p>医療未収債権は私債権であるが、公債権の徴収停止や債権放棄の規定(地方税法等や債権管理条例等の規定)を参考にして、長期延滞債権のうち債権の回収が明らかに見込めない債権まで、長期に会計上、未収金として回収の対象とすること自体、効率的な経営を阻害するものと考えられる。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>長期延滞未収金の効率的な回収業務を行うためにも、時効期間が未経過であっても、また債務者からの時効の援用がなくても、少なくとも会計上、貸倒損失の会計処理を実施することができる要件を明文により規定し、その規定に従い、長期延滞未収金の評価を実施したうえで、貸倒損失の会計処理の判断など、適正な貸倒に係る会計処理を実施されたい。</p>	令和元年度の決算にあたって、貸倒損失の会計処理を実施することができる要件を明文化し、その計上基準に基づき決算書を作成しています。	措置等を講じた
	43			イ. 保険請求未収金の査定の取扱について(指摘)【病院事業: 市立柏病院】	指摘	市立柏病院	124	<p><b>【現状・問題点】</b></p> <p>平成31年1月分の保険請求未収金における査定減については、74万3千円の査定であった。それらの内容について、診療科別査定件数・金額の分析がなされ、医師へ報告がなれているという回答を受けているが、病院内部での報告のための集計資料を閲覧したところ、市立柏病院内の報告資料として、作成者・報告者・確認者等の証跡を確認することができなかった。</p> <p>また、報告書を受けて、医師により、再審査請求を行うか否かの意思決定がなされるという回答を受けているが、再審査請求を行うレセプト、査定を受け入れるレセプトについての意思決定過程の証跡についても、確認することができなかった。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>保険審査支払機関からの毎月の査定結果については、再審査請求を行うか否かの専門的な判断を要する重要な業務であり、病院内の意思決定のプロセスの明確化やその査定結果を最終的に取り扱う委員会等の設置など、査定減に対する適正な対応を明確にすることが必要であると考えられる。また、再審査請求を行う場合にも、事務手続きに漏れが生じないよう、査定減の件数等や再請求の件数等を照合する手続に係る詳細資料を効率よく、体系的に準備することが必要であり、意思決定過程を明確するために病院としての最終決定機関やそれまでの意思決定への関与プロセスの必要性を検討し、査定減案件の再請求過程を明確に検証することができる仕組みを再構築されたい。</p>	令和2年度中を目途に、現在の再審査請求手続きを点検し、査定減案件の再請求の意思決定プロセス及びその証跡を明確にしていきます。	措置等を講じた
	44			ウ. 保険請求未収金の不明入金差額について(指摘)【病院事業: 市立柏病院】	指摘	市立柏病院	124	<p><b>【現状・問題点】</b></p> <p>平成31年1月分の保険請求未収金の入金に際しては、返戻・査定の他に調整として、不明な入金差額(44万6千円)が発生している。これは平成31年1月分に限ったことではなく、ほぼ毎月発生しており、医事課担当者は、レセプト請求においては一般に不明差額は不可避である、という回答をするほど通常の差額という認識であった。</p> <p>入金差額については、入金時に医療収益に対する調整項目として会計処理がなされている。しかし、それらの入金差額に関する原因究明作業などは実施されていない。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>保険請求未収金の不明入金差額(調整)については、それぞれの保険請求支払い期間毎の発生額の合計について、決して小さくない金額が発生しているため、内容の分析及び確認を行い、差額発生の原因を明確にした上で、会計実態に合った処理を実施されたい。</p>	令和2年度中を目途に、保険請求未収金不明入金差額(調整)の内容の分析及び確認等について整理していきます。	措置等を講じた
	45			エ. 保険請求保留について(指摘)【病院事業: 市立柏病院】	指摘	市立柏病院	126	<p><b>【現状・問題点】</b></p> <p>医療行為実施に際しては、例えば、時間外診療時に患者の保険証携帯がないなど、診療後直ちにレセプト請求ができず、保留となるケースがある。</p> <p>令和元年9月現在におけるレセプト保留・請求台帳を調査したところ、平成30年3月以前の長期保留となっている診療が、外来で22件、入院で1件確認された。患者本人による保険証提出等の自発的行為を必要とすることから、請求保留のまま長期に放置されることが懸念される。</p> <p>また、レセプト請求が保留されている診療であっても、医療行為は行われ医療費用は発生しており、会計上の費用収益対応の原則の観点からも、原則として、医療収益を計上する必要がある。併せて、本人からの入金がなされていない場合には、窓口未収金の管理が必要となる。</p> <p><b>【結果】</b></p> <p>レセプト請求保留案件については、原則として医療収益を計上する必要があるが、窓口未収金及び関係機関からの未収金との関連性を会計上も明確に把握することができるよう、現在の会計処理の仕組みを変更されたい。また、市立柏病院内において、レセプト請求保留案件の現状を適時適切に把握することができる仕組みと今後の処理の方針について、所定の承認手続きを経て再構築されたい。</p>	令和2年度において、症状詳記の遅滞及び請求額が明確な保留案件については、原則として医療収益を計上しています。	措置等を講じた

事業名	管理番号	大分類	中分類	小分類	指摘意見	監査対象部署	報告書ページ	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善の状況</li> <li>意見を受けての考え方、対応状況</li> </ul>	措置等対応状況の区分
病院・売店	55	D：⑩ 病院事業（公1）（医療費用・外部委託）		イ、指定管理業務の再委託の選定に係る柏市の承認について（指摘：4件）【病院事業：市立柏病院、医療公社管理課】	指摘①	市立柏病院	145	<p>【現状・問題点】</p> <p>市立柏病院の指定管理業務の再委託に係る取扱いについて、基本協定書及び業務仕様書により、基本的に業務の再委託は禁止されているが、あらかじめ事業計画書に明記し、柏市から書面による承認を受けた「清掃、警備、保守点検等の個別業務」及び「専門的な技術や特定の資格等を要する業務」については再委託が可能である旨が規定されている。しかし、平成30年度の再委託契約の中で、柏市の承認を受けていない外部委託業者が存在し、事業報告書添付資料「(3)平成30年度再委託先一覧」の業者選定の補足説明において外部委託の現状と乖離している部分があることを確認した。</p> <p>また、賃貸借やリースを伴う保守等の業務の再委託については、事前に柏市に承認の必要がないという柏市医療公社と医療公社管理課の見解であったが、指定管理者の再委託についての規定の中では例外規定はなく、柏市医療公社の独断で手続きを省略することは妥当ではない。基本協定の第44条のとおり、協定の各条項の解釈の疑義が生じた場合又は協定の定めのない事項については、事前に柏市医療公社と柏市で協議してこれからの取決めについて書面に残し、実態に即した情報に基づき、柏市が再委託業務の承認の意思決定ができるように報告する必要があったと考えられる。</p> <p>この他、「(3)平成30年度再委託先一覧」のリストの補足説明について、選定方法が現状と乖離していた。</p> <p>【結果①：指摘（市立柏病院）】</p> <p>基本協定の仕様書8(3)では、再委託業者の承認を受ける範囲について例外事項は規定されていないことから、ひとつの契約に関して他の業者への再々委託がなされている場合は、すべての再委託業者等に係る承認を受けるよう徹底されたい。</p>	令和2年度の事業計画において、すべての再委託業者について承認手続きを行っています。	措置等を講じた
	56				指摘②	市立柏病院	145	<p>【結果②：指摘（市立柏病院）】</p> <p>医療機器の賃貸借契約やリース契約に付随する保守契約であった場合も、再委託契約に係る承認を受けるよう徹底されたい。</p>	令和2年度の事業計画において、医療機器の賃貸借契約やリース契約に付随する保守契約の再委託業者に係る承認手続きを行っています。	措置等を講じた
	57				指摘③	市立柏病院	145	<p>【結果③：指摘（市立柏病院）】</p> <p>事業計画書の添付資料の「再委託先一覧」の補足情報の選定方法についても、過去に実施した当初の選定方法を毎年の補足情報とはせずに、現在の実態に即した選定方法を補足情報として記載されたい。ただし、承認の範囲や事業報告書の補足情報の記載方法について、今後も同様の方法を採用する場合には、基本協定の第44条に基づき、事前に、柏市と協議し、合意を受けたうえで書面に残すことを徹底されたい。</p>	令和2年度の事業計画において、現在の実態に即した選定方法を補足情報として記載するように改めています。	措置等を講じた
	58				指摘④	医療公社管理課	145	<p>【結果④：指摘（医療公社管理課）】</p> <p>結果①～③における柏市医療公社の再委託業務の開示に係る指示事項に関して、その毎年度における実施状況を十分に確認していない現状が把握されたことより、自ら規定した指定管理者への指示事項が適正に履行されているかどうかについて、市としての承認の有無、その承認の内容及び委託業者選定方法等を確認され、検証されたい。なお、市としての確認等の必要性に関して、指定管理者である公益財団法人の内部統制の整備及び運用状況の有効性についても留意して再度認識し、指定管理者への指示事項の内容を見直すことも含めて確認・検証を実施されるよう要望する。</p>	再委託業務に関する指示事項に関して、毎年度実施状況を把握するよう、指定管理者と共有を図りました。 今後は、指定管理者の内部統制の整備及び運用状況の有効性について留意しつつ、指示事項の内容についても確認・検証を進めていきます。	措置等を講じた
	64	D：病院事業（公1）（医療費用・外部委託除く）		⑪ 指定管理者負担金の区分表示の妥当性について（指摘：1件、意見：1件）【病院事業：市立柏病院】	指摘	市立柏病院	159	<p>【現状・問題点】</p> <p>指定管理者負担金のうち、経常利益1/10相当額については、事業費として経常費用の区分に計上されているが、利益還元の意味合いを有し、事業費の定義である「当該法人の事業の目的のために要する費用」には合致しないものと考えられる。一方で、「公益法人は、公益目的事業財産を、公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。」（認定法第18条）と規定されている。また、営利企業等への寄付が禁止されている。これらのことから、事業費に経常利益1/10相当額を含めることには疑念がある。現在の事業費としての位置づけではなく、市からの受取補助金の精算として、経常収益に計上されている受取補助金等の控除項目として会計処理を行うか、又は営利法人ではない市への寄附として取り扱うかいずれかの処理を検討する必要があるものと考えられる。</p> <p>また、修繕費(柏市負担分)については、本来柏市が負担するものである。しかし、実務上の理由から、柏市と協議を行い、市立柏病院が立替払いをし、決算時において、指定管理者負担金を算定する際に、当該修繕費(柏市負担分)の合計額を差引くことで精算する方法を適用している。これに対して、会計上の実際の処理及び決算書の表示では、立替払い時に「修繕費」として経常費用の事業費の区分に計上し、精算時に「受取補助金」として経常収益の受取補助金等の区分に同額を計上している（両建て表示）。一方、市からの補助金としての資金移動はない。会計の実態を忠実に表す処理を行うためには、本来市が負担すべき修繕費を柏市医療公社が立替払いで修繕を行った場合、「立替金」で会計処理を行い、精算時にその「立替金」を、期中で支払った指定管理者負担金の科目に振替える処理を行うとともに、決算書上では市が本来負担すべき修繕費についてはその金額も含めて表示しないようにする必要がある。現在の会計処理でいえば、事実上の立替払い時の使用科目である「修繕費」と過大計上となっている受取補助金を相殺消去する必要がある。</p> <p>【結果②：指摘】</p> <p>指定管理者負担金のうち「修繕費(柏市負担分)」については、本来市が負担すべき修繕費を柏市医療公社が立替払いで修繕を行っているから、会計上費用性はない。また、実際にも市から補助金として資金を受け入れているわけでもない。したがって、現在の会計処理である「修繕費」と「受取補助金」の両建て処理を行うのではなく、決算時は、「修繕費」と「受取補助金」を相殺消去する会計処理を行うか、期中では「立替金」処理を行い、精算時に指定管理者負担金に振替えるかして、現在の会計処理及び決算書の表示方法を改められたい。</p>	令和元年度の決算書において、「修繕費（柏市負担分）」について「受取補助金」での会計処理から、「修繕費」の相殺消去する会計処理に改めています。	措置等を講じた

事業名	管理番号	大分類	中分類	小分類	指摘意見	監査対象部署	報告書ページ	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善の状況</li> <li>意見を受けての考え方, 対応状況</li> </ul>	措置等対応状況の区分			
病院・売店	65	D: 病院事業(公1)(医療費用・外部委託除く)			指摘①	市立柏病院	162	<p>【現状・問題点】</p> <p>市立柏病院では、賞与の支給を柏市医療公社柏市立柏病院職員給与規程に基づき実施しており、会計年度末の3月末の時点で、6月に支給する支給対象期間の12月から翌5月までの賞与のうち、当期に帰属する12月から翌3月分(4か月分)に相当する賞与を賞与引当金として計上する必要があるが、現在の決算書上では賞与引当金が計上されていない。令和元年6月の賞与の支給額が158,372,870円であったことから、平成31年3月末時点での賞与引当金の計上額は、概ね6か月分の支給対象期間のうち4か月分に相当する105,581,913円が計上されるべきであり、賞与引当金繰入額も同額が計上されていないこととなる。この金額の規模は重要性が高く、決算書である貸借対照表の財政状態を歪めているものと考えられ、また、公益法人としての要件である収支相償の算定にも大きな影響を及ぼしているものと考えられる。</p> <p>また、実務的には、現在の賞与支給は原則、6月と12月の年2回とされているが、柏市医療公社柏市立柏病院職員給与規程の賞与の規程(第15条第1項)では、3月、6月及び12月の年3回の賞与の支給とされている。これは、3月の賞与支給は決算賞与としての性質を有し、業績の良い時に、代表理事の判断で臨時的に支払う場合があるため規定として定められていることによる。しかし、賞与支給に係る決裁は6月と12月のみ実施され、3月については書面による決裁は行われていないという手続上の問題がある。</p> <p>【結果①】</p> <p>賞与支給に係る会計処理の面では、令和元年6月支給の賞与の支給対象期間(平成30年12月から令和元年5月まで)のうち、平成30年度の決算期に帰属する期間(平成30年12月から平成31年3月まで)の労働の対価として計上すべき賞与引当金繰入額及び賞与引当金が計上されておらず、約1億560万円が計上不足となっている。</p> <p>このような計上不足は会計的にも影響が大きく、公益法人としても賞与引当金及びその繰入額を決算時には適正に見積もり、適正な財政状態と経営成績を表示されたい。</p> <p>【結果②】</p> <p>公益認定基準の要件のひとつである収支相償の算定に当たっても、賞与引当金繰入額が全く反映されていないため、賞与引当金繰入額を事業費及び管理費として適正に会計処理を行い、適正な収支相償の算定を実施されたい。</p> <p>【結果③】</p> <p>現在、賞与の支給額決定に際しては、代表理事の決裁を必要とすることが規定されている(柏市医療公社柏市立柏病院職員給与規程第15条第2項)が、賞与の支給に係る代表理事の決裁は、6月と12月の賞与支給に対して実施されているのに対して、3月の賞与の不支給の決定に関して代表理事の決裁が行われていない。3月の賞与の支給又は不支給及び額の確定に係る代表理事の決裁を明確に実施されたい。</p>	令和2年度決算において、賞与引当金及びその繰入額を適正に見積もり、決算書に表示することとしています。	措置等を講じた			
	66							指摘②	市立柏病院	162	<p>【現状・問題点】</p> <p>市立柏病院では、賞与の支給を柏市医療公社柏市立柏病院職員給与規程に基づき実施しており、会計年度末の3月末の時点で、6月に支給する支給対象期間の12月から翌5月までの賞与のうち、当期に帰属する12月から翌3月分(4か月分)に相当する賞与を賞与引当金として計上する必要があるが、現在の決算書上では賞与引当金が計上されていない。令和元年6月の賞与の支給額が158,372,870円であったことから、平成31年3月末時点での賞与引当金の計上額は、概ね6か月分の支給対象期間のうち4か月分に相当する105,581,913円が計上されるべきであり、賞与引当金繰入額も同額が計上されていないこととなる。この金額の規模は重要性が高く、決算書である貸借対照表の財政状態を歪めているものと考えられ、また、公益法人としての要件である収支相償の算定にも大きな影響を及ぼしているものと考えられる。</p> <p>また、実務的には、現在の賞与支給は原則、6月と12月の年2回とされているが、柏市医療公社柏市立柏病院職員給与規程の賞与の規程(第15条第1項)では、3月、6月及び12月の年3回の賞与の支給とされている。これは、3月の賞与支給は決算賞与としての性質を有し、業績の良い時に、代表理事の判断で臨時的に支払う場合があるため規定として定められていることによる。しかし、賞与支給に係る決裁は6月と12月のみ実施され、3月については書面による決裁は行われていないという手続上の問題がある。</p> <p>【結果①】</p> <p>賞与支給に係る会計処理の面では、令和元年6月支給の賞与の支給対象期間(平成30年12月から令和元年5月まで)のうち、平成30年度の決算期に帰属する期間(平成30年12月から平成31年3月まで)の労働の対価として計上すべき賞与引当金繰入額及び賞与引当金が計上されておらず、約1億560万円が計上不足となっている。</p> <p>このような計上不足は会計的にも影響が大きく、公益法人としても賞与引当金及びその繰入額を決算時には適正に見積もり、適正な財政状態と経営成績を表示されたい。</p> <p>【結果②】</p> <p>公益認定基準の要件のひとつである収支相償の算定に当たっても、賞与引当金繰入額が全く反映されていないため、賞与引当金繰入額を事業費及び管理費として適正に会計処理を行い、適正な収支相償の算定を実施されたい。</p> <p>【結果③】</p> <p>現在、賞与の支給額決定に際しては、代表理事の決裁を必要とすることが規定されている(柏市医療公社柏市立柏病院職員給与規程第15条第2項)が、賞与の支給に係る代表理事の決裁は、6月と12月の賞与支給に対して実施されているのに対して、3月の賞与の不支給の決定に関して代表理事の決裁が行われていない。3月の賞与の支給又は不支給及び額の確定に係る代表理事の決裁を明確に実施されたい。</p>	令和2年度決算において、賞与引当金を計上の上、収支相償を行うようにしています。	措置等を講じた
	67							指摘③	市立柏病院	162	<p>【現状・問題点】</p> <p>市立柏病院では、賞与の支給を柏市医療公社柏市立柏病院職員給与規程に基づき実施しており、会計年度末の3月末の時点で、6月に支給する支給対象期間の12月から翌5月までの賞与のうち、当期に帰属する12月から翌3月分(4か月分)に相当する賞与を賞与引当金として計上する必要があるが、現在の決算書上では賞与引当金が計上されていない。令和元年6月の賞与の支給額が158,372,870円であったことから、平成31年3月末時点での賞与引当金の計上額は、概ね6か月分の支給対象期間のうち4か月分に相当する105,581,913円が計上されるべきであり、賞与引当金繰入額も同額が計上されていないこととなる。この金額の規模は重要性が高く、決算書である貸借対照表の財政状態を歪めているものと考えられ、また、公益法人としての要件である収支相償の算定にも大きな影響を及ぼしているものと考えられる。</p> <p>また、実務的には、現在の賞与支給は原則、6月と12月の年2回とされているが、柏市医療公社柏市立柏病院職員給与規程の賞与の規程(第15条第1項)では、3月、6月及び12月の年3回の賞与の支給とされている。これは、3月の賞与支給は決算賞与としての性質を有し、業績の良い時に、代表理事の判断で臨時的に支払う場合があるため規定として定められていることによる。しかし、賞与支給に係る決裁は6月と12月のみ実施され、3月については書面による決裁は行われていないという手続上の問題がある。</p> <p>【結果①】</p> <p>賞与支給に係る会計処理の面では、令和元年6月支給の賞与の支給対象期間(平成30年12月から令和元年5月まで)のうち、平成30年度の決算期に帰属する期間(平成30年12月から平成31年3月まで)の労働の対価として計上すべき賞与引当金繰入額及び賞与引当金が計上されておらず、約1億560万円が計上不足となっている。</p> <p>このような計上不足は会計的にも影響が大きく、公益法人としても賞与引当金及びその繰入額を決算時には適正に見積もり、適正な財政状態と経営成績を表示されたい。</p> <p>【結果②】</p> <p>公益認定基準の要件のひとつである収支相償の算定に当たっても、賞与引当金繰入額が全く反映されていないため、賞与引当金繰入額を事業費及び管理費として適正に会計処理を行い、適正な収支相償の算定を実施されたい。</p> <p>【結果③】</p> <p>現在、賞与の支給額決定に際しては、代表理事の決裁を必要とすることが規定されている(柏市医療公社柏市立柏病院職員給与規程第15条第2項)が、賞与の支給に係る代表理事の決裁は、6月と12月の賞与支給に対して実施されているのに対して、3月の賞与の不支給の決定に関して代表理事の決裁が行われていない。3月の賞与の支給又は不支給及び額の確定に係る代表理事の決裁を明確に実施されたい。</p>	令和2年2月に、令和元年度3月期賞与の未支給について、代表理事の決裁を得ています。	措置等を講じた
	68							指摘④	市立柏病院 医療公社管理課	163	<p>【現状・問題点】</p> <p>柏市所有の病院固定資産台帳に計上されている10万円を超える医療機器の購入による取替は、医療公社管理課との協議の上、柏市が行うのか、又は柏市医療公社が行うのかについて決定される。なお、現状は、柏市医療公社からの正式な要請があれば、基本的には柏市が購入している。ただし、実務上は、医師指定の医療機器の購入の優先や緊急性のある医療機器の取替などの理由より、柏市医療公社が取替を行うこともあり、柏市医療公社にとっては市所有の備品の取替に当たって、資金負担における経営上の意思決定が重要な問題になっているものと考えられる。</p> <p>【結果①：市立柏病院、医療公社管理課】</p> <p>備品の取替に係る実際の取扱いでは、柏市所有の備品の取替に際し、柏市医療公社が取替資産の購入を行っている場合が見受けられる。10万円以上の柏市所有の備品の取替は仕様書17(2)に従い、基本的には柏市と協議を行い柏市が購入することとなっているため、現在の備品に関する取引の取扱いを明確に整理し、双方で合意して、基本協定と仕様書の規定を見直されたい。なお、市立柏病院が、柏市所有の医療機器や資産の取替に対し、自己の責任と費用で取替資産を購入するのは、特定の医療機器を購入することについての医師の指定がある点や緊急性を有するなどの理由があるという説明を受けた。そのような場合は、次のような方法を検討することで、工夫して対応することを要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 事前に固定資産の購入計画を適切に行うことにより、必要な時期までに、購入ができるように調整する。</li> <li>ii 緊急に取替備品の購入が必要な場合は、柏市が購入するまでは、リースなどで対応するなどの工夫を行う。</li> <li>iii 仕様書17(2)の規定に従い、事前に柏市と協議の上、柏市医療公社が一旦、自己の責任と費用で立替えて購入し、決算に際し、指定管理者負担金から控除するなどして精算することも考えられる。</li> </ul>	次期、指定管理者を募集する際の仕様書について、「現に本市が所有する物品(消耗品を除く。)について買い替える場合は、原則本市の負担」と買い替えを行った際の負担について明示しました。指定管理者が決定した際、基本協定書についても同様の変更を行います。	措置等を講じた



事業名	管理番号	大分類	中分類	小分類	指摘意見	監査対象部署	報告書ページ	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善の状況</li> <li>意見を受けての考え方, 対応状況</li> </ul>	措置等対応状況の区分
病院・売店	73	F:地方公営企業としての柏市立柏病院		② 滞留建設仮勘定の資産性について(指摘)【地方公営企業:医療公社管理課】	指摘	医療公社管理課	175	<p>【現状・問題点】</p> <p>柏市病院事業会計では、平成30年度末の貸借対照表に建設仮勘定80,627千円を計上している。当該建設仮勘定は、資本的支出の建設改良費に計上した4条予算人件費が平成26年度から平成30年度までの5年分として蓄積されて、滞留しており、当該人件費の内容について市所管課である医療公社管理課に確認したところ、平成26年度に基本設計業務に着手する計画のもと職員を配置して当該職員の人件費を予算化した。計画が実行されずに建設業務に直接かかわっていない職員の人件費が建設仮勘定として蓄積されてきたものという回答であった。したがって、業務内容に鑑みるに本来であれば固定資産の取得原価に算入することができないものと考えられるため、各年度の決算において当該職員の業務内容を確認のうえ、資本的支出から収益的支出へ振り替えるべきものであったと考えられる。実際には建設業務に直接かかわっているわけではない人員の人件費は建設仮勘定として、長期にわたり会計処理を実施することは不適切である。</p> <p>【結果】</p> <p>財務諸表の表示科目として、固定資産に算入する人件費は、建設業務(実施設計、工事管理業務、地質調査等及び建設請負業務)に直接関与するものである。そのため、現在、資本的支出に計上している人件費について、業務実態に照らして正当な計上であるか再度精査され、その結果、固定資産に計上すべきものでないことが明らかになった場合には、資本的支出から収益的支出への振替を実施されたい。また、その場合は、地方公営企業法の財務規程に照らして違反していることと考えられ、早急に財務諸表の修正を実施されたい。</p>	<p>建設業務に直接携わっていない職員の人件費を建設仮勘定として計上していた部分について、令和2年度中に資本的支出から収益的支出へ振替を行います。</p> <p>また、今後、建設仮勘定については、設計等、建設業務に直接関わる職員の人件費として計上します。</p>	措置等を講じた
病院・売店	74	F:地方公営企業としての柏市立柏病院		③ 資産計上したリース資産に係る資本的支出について(指摘)【地方公営企業:医療公社管理課】	指摘	医療公社管理課	176	<p>【現状・問題点】</p> <p>地方公営企業会計では、平成26年度決算よりリース会計が導入され、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に準じて会計処理を行うこととされている。これは、貸借対照表にリース資産及びリース債務を計上し、減価償却によりリース資産を費用化していく一方、リース料の支払時にリース債務を取り崩していくものである。また、地方公営企業では、決算報告書上の収支が収益的収支と資本的収支に区分されているが、収益的収支は損益収支の全てを含む一方で、資本的収支については、資本取引の資金予算としての性質を持っているものであるため、決算報告書での取り扱いについては、リース資産の減価償却費を3条予算に計上する一方、基本的にはリース料の支払いを4条予算に計上するものと考えられる。しかし、柏市病院会計のリース契約における資本的収支については、平成27年度のリース契約時に一括して資本的支出に計上しており、実際の資金の動きに合っていないものになっている。</p> <p>【結果】</p> <p>資産計上するリース資産の4条予算(資本的支出)上の取り扱いについては、総務省作成のQ &amp; Aにも記載されているとおり、リース契約時に一括してリース債務を資本的支出に計上するのではなく、実際の資金の動きに合わせて、リース料の支払時に資本的支出に計上することと考えられるため、予算書及び決算書の修正を含め検討し、今後の財務諸表の適正な表示に心がけられたい。</p>	<p>報告書で指摘のあったリース契約については、平成30年度をもってリース期間が終了しており、現在の財務諸表に与える影響は少ないと判断したため、予算書及び決算書の修正は行わないこととしました。</p> <p>今後、リース資産における経理処理について、リース料の支払時に資本的支出に計上すること等を徹底するよう共有を図りました。</p>	措置等を講じた

事業名	管理番号	大分類	中分類	小分類	指摘意見	監査対象部署	報告書ページ	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善の状況</li> <li>意見を受けての考え方, 対応状況</li> </ul>	措置等対応状況の区分
はみんぐ 他	77	G:介護老人保健施設事業 (公1)		② 事業計画書への再委託業務の明記について(指摘:2件)【介護老人保健施設事業:柏市医療公社、医療公社管理課】	指摘①	柏市医療公社	204	<p>【現状・問題点】</p> <p>柏市医療公社は、給食業務、建物清掃業務、エレベーター保守点検業務、空調設備機器の保守及び施設警備等について、第三者と業務委託契約を締結して実施しており、当該承認については、「柏市立介護老人保健施設はみんぐ及び個人情報の取り扱いの再委託の承認について」という申請書を作成し、これに再委託先一覧を添付して市長の承認を得ているが、平成28年度、平成29年度及び平成30年度の事業計画書には再委託先に関する内容の記載が無かった。また、再委託先に関する情報を事業計画書に明記する趣旨を市所管課と共に共有されておらず、市所管課の方でも特に業務仕様書に基づいて指導等を実施しているわけでもない。</p> <p>【結果①:指摘(柏市医療公社)】</p> <p>柏市医療公社は、業務仕様書において、再委託業務を事業計画書に記載することが求められている趣旨を再度確認し、現在もその記載があることから、業務仕様書に従って事業計画書に記載するよう徹底されたい。なお、柏市医療公社は、「柏市立介護老人保健施設はみんぐ及び個人情報の取り扱いの再委託の承認について」という申請書を作成し、これに再委託先一覧を添付して市長の承認を得ているため、例えば、事業計画書に「再委託業務については別紙申請書のとおりでである。」等の一文を追加することも考えられる。</p> <p>【結果②:指摘(医療公社管理課)】</p> <p>市所管課は、再委託業務を業務仕様書において事業計画書に記載するよう求めている趣旨を明確にし、柏市医療公社に対して、業務仕様書に従って事業計画書に記載するよう指導されたい。仮に、再委託業務について事業計画書に記載することまで求めないのであれば、業務仕様書の記載を実際の運用に合わせて変更されたい。</p>	令和2年度事業計画において、再委託業務を事業計画書の別紙として記載するように改めています。	措置等を講じた
	78				指摘②	医療公社管理課	204	<p>【現状・問題点】</p> <p>事業報告書では、当年度実績を前年度実績と比較する形式で事業報告を行うこととなっているが、実績値が記載されているだけであり、目標値の設定やその目標値からの乖離状況やその分析及び課題の把握、その対応策等を記載することはなされていない。また、業務仕様書では「なお、必須項目を含む成果目標のうち、指定期間の開始年度で実現できない事項に関するものについては、実現までの間の各年度に係る目標値を別途示してください。」と記載されている。しかし、各年度の事業計画書には各年度の見込利用者数(「目標値」の意味合いで記載しているものと考えられる。)の記載があるだけで、仕様書で要求されている目標を達成するための計画が示されていないため、最終的に目指すべき目標値との乖離状況や課題及びその対応策・進捗状況等について明確に記載されていない状況である。そのため、指定管理者としての事業実績に対する自己評価の状況とその対応策を把握することができない。</p> <p>【結果②:指摘(医療公社管理課)】</p> <p>業務仕様書では「なお、必須項目を含む成果目標のうち、指定期間の開始年度で実現できない事項に関するものについては、実現までの間の各年度に係る目標値を別途示してください。」と記載されていることから、指定管理者の年度ごとの実績値を踏まえて、目標値達成年度までの各年度の目標値を別途設定し、各年度での目標と実績との達成度評価ができるよう、業務仕様書上明確に示し、指導されたい。</p>	令和元年度に再委託先に関する情報を協定書に記載するよう指導を行い、令和2年度の事業計画書において再委託業務を明記した事業計画書を受領しました。	措置等を講じた
	80				指摘	医療公社管理課	205	<p>【現状・問題点】</p> <p>事業報告書では、当年度実績を前年度実績と比較する形式で事業報告を行うこととなっているが、実績値が記載されているだけであり、目標値の設定やその目標値からの乖離状況やその分析及び課題の把握、その対応策等を記載することはなされていない。また、業務仕様書では「なお、必須項目を含む成果目標のうち、指定期間の開始年度で実現できない事項に関するものについては、実現までの間の各年度に係る目標値を別途示してください。」と記載されている。しかし、各年度の事業計画書には各年度の見込利用者数(「目標値」の意味合いで記載しているものと考えられる。)の記載があるだけで、仕様書で要求されている目標を達成するための計画が示されていないため、最終的に目指すべき目標値との乖離状況や課題及びその対応策・進捗状況等について明確に記載されていない状況である。そのため、指定管理者としての事業実績に対する自己評価の状況とその対応策を把握することができない。</p> <p>【結果②:指摘(医療公社管理課)】</p> <p>業務仕様書では「なお、必須項目を含む成果目標のうち、指定期間の開始年度で実現できない事項に関するものについては、実現までの間の各年度に係る目標値を別途示してください。」と記載されていることから、指定管理者の年度ごとの実績値を踏まえて、目標値達成年度までの各年度の目標値を別途設定し、各年度での目標と実績との達成度評価ができるよう、業務仕様書上明確に示し、指導されたい。</p>	令和元年度の事業報告書において、目標値からの乖離状況、その対応策等を記載しています。	措置等を講じた

事業名	管理番号	大分類	中分類	小分類	指摘意見	監査対象部署	報告書ページ	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善の状況</li> <li>意見を受けての考え方, 対応状況</li> </ul>	措置等対応状況の区分
はみんぐ他	81	G:介護老人保健施設事業(公1)		④ 月次報告書への自主事業の記載について(指摘)【介護老人保健施設事業:介護老人保健施設】	指摘	介護老人保健施設	207	<p>【現状・問題点】</p> <p>指定管理者は、基本協定書第20条に基づき月次の報告資料を作成のうえ、市所管課である医療公社管理課との月例報告会に提出している。自主事業の実施状況の報告については、柏市指定管理者制度モニタリング指針では月次事業報告書に記載することが規定されている。しかし、基本協定書には明記されておらず、実際に月例報告資料及び月例報告議事録には自主事業に関する記載が無い。指定管理者である柏市医療公社は、月次報告書においても自主事業の実施の状況を報告する必要があるものと考えられる。</p> <p>【結果】</p> <p>柏市は、老健施設はみんぐの運営にあたり、在宅復帰支援・在宅療養支援機能の強化や、医療との連携、介護サービス間の連携、介護予防の推進等を標榜しており、老健施設はみんぐの運営に係る業務仕様書において、居宅介護支援事業、訪問看護ステーション事業、北柏デイサービスセンター事業、地域包括支援センター事業の実施を「柏市が指定する自主事業」として定めている。そのため、市所管課は当該自主事業についても適切な評価を行う責任があるから、指定管理者である柏市医療公社は、月次報告書においても自主事業の実施の状況を記載されたい。</p> <p>なお、柏市医療公社は指定管理者として、毎月「代表者会議」を実施しており、その代表者会議においては、自主事業の実施の状況が報告されている。また、当該会議には市所管課も出席している。そのため、当該代表者会議の資料及び議事録を月例報告会資料に加える等の方法により指定管理者制度における月次報告の内容に含めることが考えられる。</p>	令和2年6月分の月次報告書から自主事業の実施状況を記載しています。	措置等を講じた
	84				指摘①	医療公社管理課	212	<p>【現状・問題点】</p> <p>モニタリング指針では、実地調査を年に2回以上実施することとされ、また、その実地調査は、指定管理者実績評価シートの評価項目を基本に指定管理者の業務全般について調査することとされている。更に、実地調査は、モニタリング指針の様式集で示されている実地調査チェックリストに沿って実施し、当該実地調査チェックリストについては、実地調査後に市所管課担当内で活用することが求められている。</p> <p>この点、市所管課である医療公社管理課では、市所管課の執務室が市立柏病院及び老健施設はみんぐの施設内にあり、施設に常駐しているため実地調査を常時実施していると認識しているということであり、実地調査チェックリストの項目を確認するよう努めているが、実地調査チェックリストは作成していない。</p>	令和2年度は、常時実施している実地調査に加え、実地調査チェックリストに沿った実地調査を行います。	措置等を講じた
	85				指摘②	医療公社管理課	212	<p>【結果①】</p> <p>実地調査は、市所管課が実際に指定管理業務の運営状況を確認し、その結果を記録して、基本協定書や業務仕様書に沿った業務運営がなされているかを管理するためのものである。そのため、施設に常駐している場合でも、実効的なモニタリングの実施を担保するため、実地調査にあたっては、実地調査チェックリストを作成して客観的な記録として残されたい。</p> <p>【結果②】</p> <p>作成した実地調査チェックリストについては、実地調査の実施後も担当内で活用できるよう保管期限内は適切に保管されたい。</p>	令和2年度に実施する実地調査において、課題があった項目については、課内で共有し改善策等の検討を進めていきます。また、課題については、事業報告書に落とし込み、保管期限内において、有効に活用していきます。	措置等を講じた
	87				指摘	医療公社管理課	214	<p>【現状・問題点】</p> <p>指定管理者実績評価シートの「2. 評価」には、「仕様書で定めた事業や施設の効用をより発揮するような自主事業等を適切に実施しているか。」という評価項目がある。これに対して、当該箇所には「新たに加算を取得し機能強化に努めたほか、入所利用者数は目標値を達成している。また、施設で培った知識や技術を柏市域等の住民へ還元する「介護教室」を無償で開催している。」という記載がある。しかし、これは介護老人保健施設に対する評価のみであり、柏市が指定する自主事業に対する評価は記載されていない。</p> <p>また、指定管理者実績評価シート「2. 評価」の評価項目は、「※施設の特性に沿って、市が指定管理者に何を求めるのか、それを評価するために適切な評価項目を必要に応じて追加」することが求められている。これに対しては、平成30年度の指定管理者実績評価シートには「柏市が指定する自主事業」に関する適切な評価項目は追加されておらず、指定管理者実績評価シート上は、モニタリングの対象から除外されているような扱いとなっている。</p> <p>柏市は在宅医療の推進や在宅医療と介護の連携について先進的に取り組んでおり、地域包括ケアシステム構築の担い手のひとつとして、業務仕様書において「柏市が指定する自主事業」の実施を要求していることや柏市が設置した施設において実施している事業であることから、医療公社管理課は当該自主事業についても適切な評価を行う責任があるものと考えられる。</p> <p>【結果】</p> <p>老健施設はみんぐの運営にあたって、業務仕様書に定められている自主事業は、在宅復帰支援・在宅療養支援機能の強化や医療との連携、介護サービス間の連携及び介護予防の推進等を目指している。そのため、当該自主事業についても指定管理者モニタリング制度によるPDCAサイクルのなかに位置づけ、適切な評価を実施し公表されたい。</p>	<p>月1回の各事業所からの報告会議に参加し、事業の取組み状況や収支状況の確認・指導を行っています。</p> <p>今後は、報告会議に加え、指定管理者実績評価シートの「実施事業の質の向上」の項目の中で、自主事業の在り方等について検討を行います。</p>	措置等を講じた

事業名	管理番号	大分類	中分類	小分類	指摘意見	監査対象部署	報告書ページ	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善の状況</li> <li>意見を受けての考え方, 対応状況</li> </ul>	措置等対応状況の区分
はみんぐ 他	89			⑩ 手数料徴収事務の取り扱いについて(指摘:1件、意見:1件) 【介護老人保健施設事業:介護老人保健施設、医療公社管理課】	指摘	介護老人保健施設	215	<p>【現状・問題点】</p> <p>老健施設はみんぐでは、医師の診断書又は証明書を施設利用者からの依頼に基づき交付する際、施設利用者から交付手数料を收受しており、指定管理者が当該交付に係る手数料を受け取り、当該金額を銀行に持ち込んで柏市に納付するまでの間、最大で1か月以上に亘り指定管理者が現金を手元に保管していることがあるが、当該現金の預りに関しては事実上保管している状態で帳簿外の管理であり、会計処理を行っていない。平成30年度末に診断書又は証明書を施設利用者へ交付した後、施設利用者からの入金及び柏市への請求が翌年度になった場合、平成30年度において診断書又は証明書を交付しているにも拘らず、指定管理者の決算書に当該手数料収入は計上されないことになる。</p> <p>また、指定管理者が施設利用者から受け取った現金について、「柏市立介護老人保健施設手数料徴収業務委託仕様書」では、原則として当該手数料を徴収した日に市が指定する出納取扱金融機関に引き継ぐこととしているが、現実には当該徴収した日に銀行に持ち込むことは難しいとして、徴収後1週間から2週間程度を要することが多く、長い場合には最長1か月以上手元に保管している場合があり、上記仕様書の指示に反する状況となっている。</p> <p>【結果②:指摘(介護老人保健施設)】</p> <p>柏市医療公社が施設利用者から診断書又は証明書の交付に係る手数料を受け取ったあと、柏市への納付に当たり最長1か月程度時間を要する場合があります、その間、柏市が指定する出納取扱金融機関に引き継がれず、かつ指定管理者として帳簿外の現金を手元に保管していることとなっている。</p> <p>柏市医療公社は条例上の取扱いとして預かっている手数料収入については、預り金勘定での帳簿管理を行い、適正に決算書においても反映する会計処理を実施されたい。</p>	令和2年1月から、手数料の発生及び入金となされた際は速やかに調定、入金手続きを行っています。また手数料収入に関しては預かり金勘定での帳簿管理を行い、適切に決算書に反映されるよう処理しています。	措置等を講じた
	90	G:介護老人保健施設事業(公1)		⑪ 指定管理料の区分経理について(指摘)【介護老人保健施設事業:介護老人保健施設】	指摘	介護老人保健施設	219	<p>【現状・問題点】</p> <p>指定管理料については基本協定書において、区分経理することが要求されているが、指定管理者は診断書等交付手数料収入に相当する市からの収入について「指定管理料」として区分計上を行わず、介護老人保健施設条例第9条の2に係る手数料以外の手数料と合わせて「文書手数料収入」として計上している。これは、当該文書手数料収入を実質的には指定管理料としてではなく、利用料金収入として取り扱っていることに起因するものと考えられる。現在の基本協定書上の取扱いでは、会計処理として本来、預り金として会計処理を行い、市へ納付後、市からの相当額の支払があったものについては指定管理料として会計処理をし、区分経理を行う必要がある。</p> <p>【結果】</p> <p>基本協定書上の取り扱い(第10条)においては、文書手数料収入は指定管理料として取り扱っているため、現状では基本協定書の規定に従い、他の収入とは区分して会計処理を行い、決算書上の表示も別に掲記されたい。</p>	令和元年度の決算書において、文書手数料は他の収入とは区分して会計処理を行い、表示も別に掲記しています。	措置等を講じた
	91			⑫ 理容サービスに係る管理について(指摘)【介護老人保健施設事業:介護老人保健施設】	指摘	介護老人保健施設	219	<p>【現状・問題点】</p> <p>老健施設はみんぐでは、理容師を外部から招聘し、希望する施設入所者に対して理容サービスを提供しており、希望者については事前に「理容サービス申し込み受付簿」に氏名及び希望する利用サービスメニュー、希望者からの預り金の有無について「理容サービス申し込み受付簿」に記載して管理している。「理容サービス申し込み受付簿」と希望者ごとの預り金の封筒をサンプル抽出により照合したところ、令和元年11月5日のサービス利用を希望していたにも拘らず、当日にサービスを受けておらず、かつ、代金は支払済みとなっている入所者の事例が把握された。希望者のうち1人を居室から理容室に同行することを施設側としては失念していたが、サービス提供の有無を確認せずに実施済みのチェックマークを付していたことから、当該サービス利用者はサービスを受けたものとして代金を收受する処理を行ったということである。家族に指摘されるまで認識しておらず、利用者及び家族の信用を損なうものである。</p> <p>【結果】</p> <p>事前に理容サービスの希望をし、代金を支払っていたにも拘らず、職員の手違いにより実際にサービスを受けられなかったことは、施設入所者及び家族の信用を損なうものである。このような手違いによる利用料の誤った受入処理を防止するため、理容サービス希望者が実際に理容サービスを受けたことを確認する牽制の仕組みを整備し運用されたい。</p>	令和2年1月から、受付簿を基に理容サービスの前後に利用者の氏名確認を行い、手違いの防止を図っています。	措置等を講じた

事業名	管理番号	大分類	中分類	小分類	指摘意見	監査対象部署	報告書ページ	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善の状況</li> <li>意見を受けての考え方, 対応状況</li> </ul>	措置等対応状況の区分
はみんぐ 他	92			⑬ 未収金の管理について(指摘)【介護老人保健施設事業:介護老人保健施設】	指摘	介護老人保健施設	220	<p>【現状・問題点】</p> <p>平成29年度末の未収金残高には、「平成27年度特定健診情報提供料」として医業健保に対する未収金68千円が含まれている。平成30年度において、当該未収金に対応しない介護サービス利用者からの入金49千円を特定健診情報提供料に対応する入金とみなして処理し、残額の19千円を損失処理することにより、当該未収金の残高をゼロとしている。</p> <p>この処理については、次の2つの会計上の誤りが含まれている。まず、平成27年度特定健診情報提供料の未収金68千円については、平成28年5月に入金済みであるが、その際に、対応する未収金の入金処理を行わずに雑収入で処理していたという会計上の誤りである。次に、利用者負担の介護サービス利用料収入については、介護保険請求データと関連づけて未収金計上しているが、生活保護を受けている入居者が介護サービスを利用した場合には、通常の保険請求手続きと異なることに起因して、利用者負担分の利用料収入及びそれに対応する未収金(49千円)の会計上の計上が漏れていたという会計上の誤りである。当該49千円については、その利用者が支払った際に引き換えて渡す予定の領収書を事前に作成していたため、当該領収書と引き換えに利用料49千円を受領したものである。</p> <p>【結果】</p> <p>未収金については、その計上や入金時の処理を誤ると内容が不明な残高が発生し、残高の妥当性について検証することが困難になる可能性がある。特定の未収金の計上額と対応しない入金分で誤って部分的な消込み処理を行わないよう留意されたい。そのためには、残高明細を作成した際に、入金済みのものがないか、保険請求額との対応で利用者負担額が漏れなく計上されているかについて検証する仕組みを整備されたい。</p> <p>また、長く入金がなされていない未収金の残高には特に注意して管理を行い、一旦は不明入金があったとして認識した場合でも、安易に損失処理や雑収処理を実施するのではなく、その経緯を把握するよう努め、今回のように収入に計上すべきものが漏れていないか、入金済みや利用者等に返還すべきものがないかについて、網羅的に検証するよう、内部的な周知を徹底されたい。</p>	令和元年度決算において、従来の台帳管理の確認に加えて、残高明細における入金及び返還状況が適正であるか再度検証するように運用を改めています。	措置等を講じた
	93	G:介護老人保健施設事業		⑭ 手元小口現金の管理について(指摘:2件)【介護老人保健施設事業:介護老人保健施設】	指摘①	介護老人保健施設	221	<p>【現状・問題点】</p> <p>柏市医療公社は、事務用品費や通信費等の支出に充てるため、手元に小口現金を保管している。現金実査については、概ね2~3日ごとに実施し、金種表を作成しているということであった。しかし、当該金種表について作成し保管を行っていることを把握することができなかった。</p> <p>【結果①】</p> <p>手元現金の実査は小口現金の出納状況を明らかにするためにも、現在のように不定期で実施するのではなく、毎日実施されたい。</p> <p>【結果②】</p> <p>手元現金に係る金種表は、現金実査時点で帳簿残高と現金が一致していることを実査実施者が確認したことを示すものであり、仮に差異が発生した場合に原因を分析する際の手がかりになるものである。また、現金の横領等の不正行為を牽制する機能も有しているものである。このため、金種表を作成し担当者を明記のうえ保管されたい。</p>	令和2年4月から、手元現金の実査を毎日実施しています。	措置等を講じた
	94	(公1)			指摘②	介護老人保健施設	221	<p>【結果②】</p> <p>手元現金に係る金種表は、現金実査時点で帳簿残高と現金が一致していることを実査実施者が確認したことを示すものであり、仮に差異が発生した場合に原因を分析する際の手がかりになるものである。また、現金の横領等の不正行為を牽制する機能も有しているものである。このため、金種表を作成し担当者を明記のうえ保管されたい。</p>	令和2年4月から、小口現金取り扱い担当者は小口現金の出納状況確認を毎日、金種表及び現金出納帳を用いて実施し、上長に報告を行っています。	措置等を講じた
	95			⑮ 市所有の備品の管理について(指摘:2件)【介護老人保健施設事業:医療公社管理課】	指摘①	医療公社管理課	222	<p>【現状・問題点】</p> <p>医療公社管理課は、老健施設はみんぐの運営にあたり、柏市が所有する物品を無償で指定管理者である柏市医療公社に貸与しており、柏市医療公社は市が所有する物品と柏市医療公社が所有する物品とを明確に区別して管理するため、市が所有する物品の一覧表を「はみんぐ物品一覧表」として作成し、各年度の協定書に別紙として添付しているが、平成30年度協定書別紙「はみんぐ物品一覧表」は、別の部署へ所管換えした車両や除却した物品が未だに計上されている。また、当該物品一覧表に記載されている番号00282から00348までの物品には取得日の記載がないなど、その実在性に疑義があるであった。なお、番号00282から00348までの物品については、現時点で柏市物品管理システム上の台帳には登録がなく、当初より登録していなかったのか、いずれかの時点で除外したのか確認できない状態であり、また、現物の存在も確認ができないため、平成31年度の協定書別紙の物品一覧からは除外したということであった。</p> <p>【結果①】</p> <p>市所有の物品について、現状では柏市物品管理システムから抽出した台帳と別途エクセルで作成している協定書別紙「はみんぐ物品一覧表」の二重で管理し、実質的に一元的な整合性のある管理がなされていない状況である。台帳を二重で作成することは管理の効率が悪く、上記のように台帳と現況が乖離することの原因にもなると考えられる。そのため、備品管理台帳の整備を担っている市所管課としての医療公社管理課は、現在の備品の現場管理について、柏市財務規則に準拠して毎年度、現物確認を実施されたい。</p> <p>【結果②】</p> <p>そのうえで、実態に合った台帳管理を踏まえて、柏市物品管理システムによる管理に統一化して、そのデータに基づく、物品一覧表を柏市医療公社に提供されたい。</p>	令和元年度から物品に関するデータを、柏市物品管理システムにより一元管理しており、現物確認を行いました。今後も柏市財務規則に準拠して適切な管理を行っていきます。	措置等を講じた
	96				指摘②	医療公社管理課	222	<p>【結果②】</p> <p>そのうえで、実態に合った台帳管理を踏まえて、柏市物品管理システムによる管理に統一化して、そのデータに基づく、物品一覧表を柏市医療公社に提供されたい。</p>	令和元年度の協定書から、一元管理に基づく適切な物品一覧表を提供しています。	措置等を講じた

事業名	管理番号	大分類	中分類	小分類	指摘意見	監査対象部署	報告書ページ	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善の状況</li> <li>意見を受けての考え方, 対応状況</li> </ul>	措置等対応状況の区分
はみんぐ 他	97	G:介護老人保健施設事業(公1)		⑯ 指定管理者所有の備品の管理について(指摘:2件)【介護老人保健施設事業:介護老人保健施設、医療公社管理課】	指摘	介護老人保健施設	223	<p>【現状・問題点】</p> <p>老健施設はみんぐにおいて使用する物品について、柏市医療公社が所有する物品についても柏市財務規則に準じて管理するものと業務仕様書で規定しているが、少なくとも平成30年度までは効果的で効率的な台帳管理はなされておらず、また、現況調査も実施していなかった。これに対して、柏市医療公社は、平成31年度において物品の現況を確認したうえで、台帳整備を進めていると外部監査人側に回答を行っているが、本報告書作成日現在において当該台帳を確認することはできなかった。</p> <p>【結果①:介護老人保健施設】</p> <p>指定管理者が所有する物品についても、業務仕様書で要求されているとおり、柏市財務規則に準じて台帳管理や定期的な現況調査を実施されたい。</p> <p>【結果②:医療公社管理課】</p> <p>指定管理者が所有する物品について、業務仕様書で要求しているとおり、柏市財務規則に準じて台帳管理や定期的な現況調査を実施しているかどうか、確認等のモニタリングを実施されたい。</p>	令和2年3月に指定管理者が所有する物品について柏市財務規則に準じて台帳を作成しています。今後、この台帳を基に定期的(年1回)に物品の現況調査を行っていきます。	措置等を講じた
	指摘				医療公社管理課	223	<p>令和2年3月に指定管理者が作成した物品台帳について、業務仕様書の要求通り作成及び現況調査を実施しているか確認を行います。</p>	措置等を講じた		
	102	H:居宅介護支援事業(収2)		④ 過年度の特定事業所加算の過誤に係る会計処理について(指摘)【居宅介護支援事業:居宅介護支援事業所】	指摘	居宅介護支援事業所	227	<p>【現状・問題点】</p> <p>居宅介護支援事業所における過誤申請及び再請求の計画的な処理については、資金繰りの便宜上認められているに過ぎないため、過誤申請に係る過去の収益過大計上額に対する過年度修正額は、過誤申請及び再請求分の入金時ではなく、過誤申請が発覚し保険者である柏市と合意した時点で一括して会計上の認識を行い、誤りが判明した平成29年度において、会計仕訳を行うべきであったと考えられる。</p> <p>【結果】</p> <p>当該過誤申請及び再請求に係る影響額の調整方法については、柏市との協議により計画的かつ意図的に配分した平成29年度から令和4年度までの各年度ではなく、柏市との合意が確定した時点で決算書に反映されるべきものと考えられる。したがって、今後の損益調整予定額を過年度損益修正損等として、また、今後の実質的返金額を未払金として一括計上することにより、修正されたい。</p>	令和元年度の決算書において、特定事業加算の過誤分を正味財産増減計算書の経常外費用、貸借対照表の未払金に一括計上しています。	措置等を講じた
	指摘①				柏市医療公社医療公社管理課	230	<p>【現状・問題点】</p> <p>「過年度の特定事業所加算の過誤に係る会計処理について」で取り上げた計画的な過誤申請に係る柏市との合意について、双方が確認した文書が作成されていない。また、柏市医療公社は、過誤申請を計画的に行うことについて起案書を作成し、柏市医療公社事務決裁規程別表1(庶務関係)に規定する「照会、依頼、回答、協議、報告」に該当するとして業務執行理事の承認印を得ているが、代表理事の決裁を得ていない。しかし、そもそも過年度の過誤額発生に関する認識と対応に関する法人としての正式な決裁がなされていないものと考えられる。また、当該起案文書の内容が、「照会、依頼、回答、協議、報告」に該当するとしても、柏市医療公社事務決裁規程別表3(財務関係)によると、予め当該規程の別表3(財務関係)に列挙されていない50万円以上の支出については、代表理事の決裁が必要であり、また、既に確定した損失を将来年度に分割して計画的に認識するという特殊な保険請求手続を会計処理にも適用するということの質的重要性に鑑みても、本件については、本来は代表理事の決裁を得ておく必要があったものと考えられる。</p> <p>【結果①:柏市医療公社、医療公社管理課】</p> <p>計画的な過誤申請の取り扱いを合意した文書については、本来は、合理的な会計上の処理の根拠を示すべきものであると考えられるため、柏市医療公社は市所管課である医療公社管理課と協議のうえ現在の会計処理の合理性を含めて双方で合意した内容をあらためて文書化されたい。</p> <p>【結果②:居宅介護支援事業所】</p> <p>実際の起案文書には最終決裁者である代表理事の決裁印がないため、その原因を調査のうえ、過去の過誤請求の是正措置としての会計処理に関する可否を判断されたい。また、起案文書については必要な決裁を得て、決裁日を記載のうえ、保管されたい。</p> <p>【結果③:居宅介護支援事業所】</p> <p>当該過誤調整の現在の会計手法に関する監査上の可否の判断について、監事監査における過去の検証結果が確認できなかった。監事の機能として、会計実態を忠実に表現する会計処理及び適正な会計処理を前提とした適正な財政状態及び経営成績を保証する機能があるが、これまでの財務諸表の表示上ではそのような適正性が担保されているかに関して、事務局として再度、検証されたい。</p>	医療公社管理課と柏市医療公社の協議による合意書面に基づき、令和元年度の決算書において、特定事業加算の過誤分を正味財産増減計算書の経常外費用、貸借対照表の未払金に一括計上しています。	措置等を講じた	
	指摘②				居宅介護支援事業所	230	<p>令和2年3月に、過去の過誤請求の是正措置における会計処理に関して、代表理事の決裁を得て、決裁日を記載の上で保管しています。</p>	措置等を講じた		
指摘③	居宅介護支援事業所				230	<p>財務諸表に関して検証した結果、包括外部監査において指摘された事項の他には、過年度の過誤に係る会計処理などの事案はなく、適正な会計処理を行っていることを確認しました。</p>	措置等を講じた			
115	J:北柏デイサービスセンター事業(収4)			③ 利用者アンケートの実施について(指摘:1件、意見:2件)【北柏デイサービスセンター事業:北柏デイサービスセンター】	指摘③	北柏デイサービスセンター	236	<p>【現状・問題点】</p> <p>北柏デイサービスセンターでは、平成28年度にアンケート調査を実施している。集計結果をみると、利用者や家族からさまざまな要望等が寄せられているが、当該要望等に対する対応や検討結果等の文書化はなされていない。また、アンケートの集計結果等について、ホームページ等での公表はしていないということであった。</p> <p>アンケート調査は、提供しているサービスに対する利用者や家族からの要望や意見を把握するためのものであり、今後の介護サービスに活かして利用者満足度を高めていくために重要なものである。北柏デイサービスセンターでは、管理者が代わった平成29年度及び平成30年度はアンケート調査を未実施であるが、適時に要望等を把握して日頃の業務を振り返り、今後のサービスの改善につなげていく観点からは、アンケート調査を毎年実施し、対応等を協議して職員に周知し、介護サービスにフィードバックしていくことも重要である。</p> <p>【結果③:指摘】</p> <p>アンケート結果を分析し、その結果及び業務改善への反映状況について、事業報告書に分かりやすく記載して市に報告されたい。</p>	令和2年3月に実施したアンケート調査における結果及び業務改善への反映状況を、令和2年事業報告書で報告する予定です。	措置等を講じた

事業名	管理番号	大分類	中分類	小分類	指摘意見	監査対象部署	報告書ページ	主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>改善の状況</li> <li>意見を受けての考え方, 対応状況</li> </ul>	措置等対応状況の区分		
はみんぐ 他	120	J:北 柏デ イサ ーサ ー セン ター 事 業 (収 4)		⑦ 介護報酬の再請求の管理について(指摘)【北柏デイサービスセンター事業:北柏デイサービスセンター】	指摘	北柏デイサービスセンター	240	<p>【現状・問題点】</p> <p>介護報酬の請求の結果として、千葉県国民健康保険連合会(以下「国保連」という。)から返戻の通知がきたが、これに係る再請求の処理がなされていなかったため、平成30年度の事業収益が同額(11万7千円)だけ、過少計上となっていた。本来は、平成30年7月の再請求分として計上する手順であったところ、再請求の処理をしていないにも拘らず、当該手続の担当者が誤って再請求済みと手元メモに記載したため、センターとしても請求が漏れていることに気が付かなかったということであった。</p> <p>請求漏れ事例は、外部監査での資料提出依頼を受けて、柏市医療公社が改めて返戻データと再請求データを照合した結果、再請求処理の漏れを認識したものであるが、本来は当該照合作業を月次で行う必要がある。</p> <p>【結果】</p> <p>国保連から返戻の通知を受けたあと適時に再請求の手続を行うためには、再請求処理の網羅性を担当者個人のチェックに任せるのではなく、担当者以外の者が月次で返戻データと再請求データの照合確認を実施するダブルチェック体制を整備する等の組織として再請求処理の漏れを防止する仕組みを構築されたい。また、今回のような再請求の手続きを行った異例のメモが残されている場合には、特にその案件を確認するなどが考えられる。</p>	令和2年度請求分から、処理日・件数・金額等の記載を行った返戻再請求管理簿に基づき、請求時に漏れがないか確認する手順を整えています。	措置等を講じた		
	121						指摘①	北柏デイサービスセンター	241	<p>【現状・問題点】</p> <p>柏市医療公社は指定管理者として、北柏デイサービスセンター事業を行うにあたり、柏市との間で建物等使用貸借契約等を締結し、無償で備品等の貸与を受けている。柏市から指定管理者に貸与される備品については、柏市財務規則に則り、柏市物品管理システムに登録し管理する必要がある。そのため、貸与備品の中で破損等により使用できなくなった場合などは、柏市医療公社は高齢者支援課へ適時報告し、利用実態を適時に物品管理システムに反映させる必要がある。しかし、平成31年度の建物等使用貸借契約書別紙の物品一覧には、破損等により過年度から使用できない車椅子及び木製ベンチが、記載されたままとされている。また、ベッドやピアノ等が柏市医療公社に寄附され、備品が保管・管理されていたが、高齢者支援課では認識していなかった。</p> <p>【結果①:北柏デイサービスセンター】</p> <p>指定管理者である柏市医療公社が市所有の備品の利用にあたり、破損等により使用できなくなったものが生じた場合には、適時に市所管課である高齢者支援課に報告されたい。</p> <p>【結果②:高齢者支援課】</p> <p>指定管理者に貸与している備品について、現物の有無の確認だけでなく、物理的・機能的に使用に耐えられない物品を把握して適時に物品管理システムに反映されたい。</p> <p>【結果③:北柏デイサービスセンター】</p> <p>利用者からの寄附備品等の取扱いに当たっては、寄附者の意向を確認し、市所管課と協議して、中古備品としての取得価額に基づき、備品等の適正な管理に努められたい。</p>	令和元年度から、破損等により使用できなくなった備品については、高齢者支援課にリストとして提出することとしています。	措置等を講じた
	122						指摘②	高齢者支援課	241	<p>【結果①:北柏デイサービスセンター】</p> <p>指定管理者である柏市医療公社が市所有の備品の利用にあたり、破損等により使用できなくなったものが生じた場合には、適時に市所管課である高齢者支援課に報告されたい。</p> <p>【結果②:高齢者支援課】</p> <p>指定管理者に貸与している備品について、現物の有無の確認だけでなく、物理的・機能的に使用に耐えられない物品を把握して適時に物品管理システムに反映されたい。</p> <p>【結果③:北柏デイサービスセンター】</p> <p>利用者からの寄附備品等の取扱いに当たっては、寄附者の意向を確認し、市所管課と協議して、中古備品としての取得価額に基づき、備品等の適正な管理に努められたい。</p>	「破損等で使用できない貸与備品一覧」に掲載された車椅子及び木製ベンチについては、令和元年度中に会計課への返納手続きを行った上で廃棄処分しました。また、破損等により使用できなくなった備品のリストとして提出があった物については、高齢者支援課職員が現地で確認を行うこととし、適時物品管理システムに反映しています。	措置等を講じた
	123						指摘③	北柏デイサービスセンター	241	<p>【結果③:北柏デイサービスセンター】</p> <p>利用者からの寄附備品等の取扱いに当たっては、寄附者の意向を確認し、市所管課と協議して、中古備品としての取得価額に基づき、備品等の適正な管理に努められたい。</p>	今後、利用者から備品等について寄附があった場合、寄附者の意向を確認した上で、市所管課と協議し、いずれかの備品等として台帳管理等を行っていきます。	措置等を講じた
	130						K:地 域包 括支 援セ ン ター 事 業 (収 5)		⑥ 短期借入金の表示について(指摘)【地域包括支援センター事業:北柏第2】	指摘	北柏第2	252
131	指摘	柏市医療公社	253	<p>【現状・問題点】</p> <p>柏市医療公社の平成30年度における決算書を見ると、未収金に対する貸倒引当金が7,900円だけ表示されている。その貸倒引当金は、主として北柏及び北柏第2の保険請求に係る未収金に対して法定繰入率を用いて計算したものである。しかし、当該地域包括支援センターにおける保険請求に該当するものは、介護予防ケアプランの作成に係る報酬に該当する収入の期末未収分であるとした場合、その保険請求分には貸倒懸念の実態があると判断することが合理的であるか疑問である。</p> <p>【結果】</p> <p>平成30年度の貸借対照表等に貸倒引当金の表示がなされたままで決算書が公表されているが、当該地域包括支援センターの介護予防支援事業収益における期末の未収金の会計的な性格を十分考慮し、その収益に対応する未収金に貸倒の懸念があると合理的に判断されない限り、機械的に貸倒引当金を設定する必要はないものと考えられる。したがって、真に期末時点での財政状態を忠実に表現する表示内容に整理することに留意されたい。</p>	令和元年度の決算書において、未収金の回収に貸倒の懸念がある債権を対象に貸倒引当金を計上するようにしています。	措置等を講じた						